

平成 28 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社セゾン情報システムズ  
代表者名 代表取締役社長 内田 和弘  
( J A S D A Q ・ コード : 9640 )  
問合せ先 経営企画部長 豊田 あかね  
電話番号 03-3988-3477

## 中立評価手続による中立評価の受領に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 28 日付「大型システム開発案件の開発遅延問題等に係る条件付和解等に関するお知らせ」（以下、「平成 28 年 3 月 28 日付プレスリリース」）において公表いたしましたとおり、第三者機関であるソフトウェア紛争解決センターに対し、当社が株式会社クレディセゾン（以下、「クレディセゾン」）及び株式会社キュービタス（以下、「キュービタス」）との間で、大型システム開発案件の開発遅延等に係る問題について合意した和解内容に関する中立評価手続を申し立てておりましたが、本日、ソフトウェア紛争解決センターより中立評価を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1 中立評価手続申立ての経緯

平成 28 年 3 月 28 日付プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、当社は、クレディセゾン及びキュービタスより、大型システムの開発業務（以下、「本件開発業務」）を受託し、本件開発業務を推進してまいりましたが、品質改善及び機能向上への取組み等の必要から開発遅延が生じ、当該システムのリリースを延伸せざるを得ない事態に陥った問題等（以下、「本件問題」）に関し、クレディセゾン及びキュービタスより、同社らに生じた損害の賠償等を求められておりました。その後、当社は、長期にわたり当事者間で交渉を継続してまいりました結果、平成 28 年 3 月 28 日開催の当社取締役会において、一般財団法人ソフトウェア情報センターに設置されたソフトウェア専門の ADR（裁判外紛争解決）機関であるソフトウェア紛争解決センターにおける中立評価手続において、和解内容が合理的であるとの趣旨の評価がなされることを停止条件として、当社が、クレディセゾンに対して 8,397 百万円、キュービタスに対して 6,578 百万円の合計 14,975 百万円を支払う旨、クレディセゾン及びキュービタスが、本件問題に関する当社に対するその余の請求を放棄する旨を主たる内容とする和解（以下、「本和解」）に合意することを決議いたしました。本和解のその他の詳細については、平成 28 年 3 月 28 日付プレスリリースにおいて公表いたしましたとおりです。

その後、当社は、クレディセゾン及びキュービタスと共同で、平成 28 年 4 月 7 日付で、ソフトウェア紛争解決センターに対し、本和解に基づく和解金の支払いにより本件問題を終局的に解決することは、合理的である、との中立評価を求める申立て（以下、「本申立て」）を行いました。

## 2 中立評価の内容

本申立てに対し、ソフトウェア紛争解決センターは、以下に記載されるとおり、当社が、本和解により、クレディセゾンに対して 8,397 百万円、キュービタスに対して 6,578 百万円の合計 14,975 百万円を支払うことによって終局的に解決することは、合理的であるとの中立評価（以下、「本件中立評価」）を行いました。

本件中立評価を行うに際し、ソフトウェア紛争解決センターは、本件問題に関し、クレディセゾン及びキュービタスに生じた損害を認定した上で、当社並びにクレディセゾン及びキュービタスの双方の責任を評価し、過失割合に基づく過失相殺を認めて、当社が責任を負うべき損害賠償金額を算定しました。その上で、ソフトウェア紛争解決センターは、本件開発業務に係る各契約に規定された責任限定条項（すなわち、本件開発業務の履行に関して契約当事者が負うべき損害賠償の累計総額は、当該契約当事者に故意又は重過失がない限り、帰責事由の原因となった各契約に定める契約金額の総額を上限とする旨の規定）の適用の有無を検討し、当社の故意又は重過失の存在を否定した上、その適用を認め、当社が本件開発業務について負うべき損害賠償義務は、クレディセゾンに対して 8,397 百万円、キュービタスに対して 6,578 百万円の合計 14,975 百万円（本件開発業務に係る各種契約に定める契約金額の総額と同額）に限定されると評価いたしました。

また、本件中立評価において、ソフトウェア紛争解決センターは、本和解の相当性について、大要①本和解の和解金額は中立評価手続における審理の結果と同額であって十分合理性があり、支払われる金額は合理的であると考えられること、②当社とクレディセゾン及びキュービタスが弁護士に相談し、双方の立場から十分に検討し、その検討に基づいて本和解を行っていることから本和解のプロセスは適切であると考えられること、並びに③裁判所で本件問題の解決を図る場合、解決するまでには非常に長い期間を要すると考えられることなどから、解決方法として裁判外の和解を選択することは極めて適切な判断と考えられることを踏まえ、本和解は合理的であると評価しました。

## 3 今後の見通し等

### (1) 本和解の和解金の支払等

本件中立評価を受領したことにより、本和解の停止条件が成就し、本和解は直ちに効力を生じることとなります。

なお、当社は、クレディセゾン及びキュービタスとの間において、本件問題の早期・円滑な解消を目的として、本件問題に係る交渉の結果に基づく当社の最終的な支払金額を踏まえて後日清算することを前提に、本件問題への対応に要する費用につき、本日に至るまで、暫定的に、折半して仮払いすることを合意したうえで、クレディセゾン及びキュービタスに対して仮払いを実施し、また、当社にて一部負担してまいりました。上記合計 14,975 百万円の支払いにあたっては、その一部は既に実施済の仮払金等が充当されることとなるため、今後の実際の支払金額は総額 7,764 百万円となります。また、当該支払いにつきましては、平成 26 年 12 月 16 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」、平成 27 年 2 月 5 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」、並びに平成 28 年 3 月 28 日付「特別損失の計上及び繰延税金資産の取崩し並びに「Next キャリア支援プログラム」実施に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、製品保証引当金等を計上済みです。

(2) 本和解を受けた今後の対応

当社は、本日受領したソフトウェア紛争解決センターの本件中立評価の内容について、今後詳細に検討した上、当社取締役会が設置しているガバナンス委員会の意見を踏まえつつ、本件問題の原因等を再度検証し、再発防止策を検討・確定した上、これを実施してまいる予定です。

(3) 当社の業績に与える影響

本件中立評価の受領、本和解の条件成就及び履行が平成29年3月期以降の当社の業績に与える影響はございません。

以 上